平成３０年（フ）第２８８号
京都府宇治市小倉町老ノ木15番地　ウアクエレ３階Ｂ号
債務者　井上　仁美
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１５号
京都市中京区堀川通錦小路下る錦堀川町655番地　ライオンズマンション四条大宮306、申立時の住所京都市山科区西野山中鳥井町97番地　山科マンション３階33号
債務者　佐藤麻夕子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３４２号
京都市伏見区淀際目町35番地の１　ライオンズマンション京都淀Ｂ棟1101号
債務者　山崎　和代
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３５９号
京都市右京区太秦藤ケ森町１番地13
債務者　濱口　雅代
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３８５号
京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地３　醍醐上ノ山団地Ｂ３－101
債務者　川崎　啓子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４０１号
京都市上京区葭屋町通中立売上る福大明神町106番地　ＤＥＴＯＭ－１一条通702号
債務者　成行　幸夫
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５９号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目２番17号、前住所兵庫県伊丹市御願塚１丁目７番22号
債務者　エイコウ産業こと　多田　　治
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６７号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目26番９号　アヴァンセ３　102号
債務者　南里　　宏
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８０号
兵庫県西宮市甲子園七番町14番11－202号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目13番16号（ハイツ松内303）
債務者　古田　千春
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８２号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目４番44－５号
債務者　加藤　千春（旧姓喜）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番３－609号
債務者　山本スミ子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０４号
奈良市神功４丁目１番地の１　コーポＣＳ102
債務者　樋口　洋子（旧姓池光）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１２２号
奈良県天理市西長柄町117番地　クリヨン天理Ａ－102号室
債務者　明司　貴之
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
鳥取県西伯郡南部町落合528番地の９、前住所鳥取県米子市日野町50番地
債務者　中井　基行
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第２７号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目10番１号　205号、前住所鳥取県米子市米原１丁目10番５号　２棟
債務者　吉岡智恵子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第２８号
鳥取県米子市大谷町181番地１　大谷団地49号、前住所鳥取県米子市夜見町2423番地４
債務者　奥江　真司
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１１７号
岡山市北区下中野363番地102　成和第２ビル202、旧住所東京都北区豊島２丁目25番12号
債務者　関口　　茜
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部